十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十五条第三項の規定又は国家公務員共済組合法第七十三条第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十八号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年八月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十九号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行に伴い、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第四十二条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十八条、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第四項ただし書、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十四条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方道路公社法施行令及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第四十三条の八第四項」を「同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項」に改める。

一　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第三号

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二号

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中「第四十三条の八第二項」の下に「、第五十五条の三の四第二項」を、「第四十三条の八第四項」の下に「、第五十五条の三の四第四項」を加える。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「第四十三条の八第四項」の下に「及び第五十五条の三の四第四項」を加える。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第三十七条第三項」の下に「（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び第三十条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　航空総隊司令部に、航空総隊戦術官一人を置く。航空総隊戦術官は、空将補をもつて充てる。

4　航空総隊戦術官は、航空総隊の部隊の運用に係る戦術につき航空総隊司令官を助ける。

第四十条の表中

航空自衛隊第一補給処	木更津市
航空自衛隊第二補給処	各務原市

を

航空自衛隊第二補給処	各務原市

に改める。

別表第八木更津基地の項を削る。